

# 第7回(最終回)講義の補足説明

2017/09/22

## 1 請負代金債権請求の要件事実と参考判例①

請負代金債権の発生を基礎づけるには、請負契約の締結の事実で足りるというのが判例（大判明44・2・21民録17輯62頁〈LEX/DB 27521461〉）・多数説だと思われますが、履行請求をするには、仕事の完成をも主張・立証する必要があります（632条）。引渡しは請負契約による仕事の成果が有体物でない場合には必要ありませんし、有体物の引渡しがあるまで報酬を支払わないというのは同時履行の抗弁となります（633条）。

この問題との関連で、参考判例①の事例では、未完成部分の報酬債権の履行を譲受人が請求しているので、債務者＝注文者の契約解除の抗弁を待つまでもなく、請求原因自体が十分でなかったのではないかとの疑問が生じます。第2審における原告＝控訴人の主張をみますと、

- (一) 本件譲受債権金80万円は請負代金請求権のうち工事の完成引渡のとき支払わるべき最後の分割支払金90万円の内金である。
- (二) Xが訴外Aから本件債権譲渡を受けた際、右金80万円は被控訴人において本件請負工事の完成未完成にかかわらず、建物の保存登記と同時に支払うべきことを特約した。
- (三) 仮に右特約がなかつたとしても、Yは異議を留めずして債権譲渡を承諾したのであるから、Aが工事を完成しなかつたというような事由があつても、Aに対してはともかく、これを以て譲受人たるXに対抗することができない。

と述べています。第2審でも特約の存在は認められていません。異議を留めない承諾で請求原因の不足を補えるのか疑問がないわけではなく、裁判所は解除の対抗を持ち出すまでもなく、請求を棄却することもできたのかもしれません。そうだとすると、「債務者が異議をとどめない承諾をしても、譲受人において右債権が未完成仕事部分に関する請負報酬請求権であることを知っていた場合には債務者は、譲受人に契約解除をもって対抗することができるものと解すべきである。けだし、民法468条1項本文が指名債権の譲渡につき債務者の異議をとどめない承諾に抗弁喪失の効果をみとめているのは、債権譲受人の利益を保護し一般債権取引の安全を保障するため法律が付与した法律上の効果と解すべきであつて、悪意の譲受人に対してはこのような保護を与えることを要しない」（仮名遣いと漢字は現代のものに修正しています）という非常に射程の広い参考判例①の判決理由は、全体が傍論的な色彩を帯びることになります。

## 2 譲渡担保目的債権の随伴性の有無と主張立証責任

権利移転的構成については講義でかなり詳しく触れたので略し、担保権的構成について補足します。

担保権的構成を強調すれば、 $\beta$ 債権は譲渡担保権の実行まではYに帰属し、Aが取得したのは $\beta$ 債権上の譲渡担保権にとどまり、それが $\alpha$ 債権の譲渡に随伴してXに移転します。 $\alpha$ 債権の譲渡後には、もはやAは $\beta$ 債権上に何らの権利も有していません。他方、Xが取得しているのも譲渡担保権にとどまりますので、譲渡担保の実行時に初めて、YからXに $\beta$ 債権が移転することになります。この場合、

- (i) Y Z間で  $\beta$  債権が発生したことを基礎づける事実 (Y Z間での賃貸借契約締結、同契約に基づく引渡し、賃料支払時期の到来)
  - (ii) Aが  $\beta$  債権を担保として取得したことを基礎づける事実 (A Y間での  $\alpha$  債権の発生を基礎づける事実=A Y間での請負契約の締結 (CP①)、 A Y間で、  $\alpha$  債権の担保として、Yの入居者Zらに対して取得する賃料債権を包括的に譲渡するとの契約を締結したこと (CP⑤))
  - (iii) A Y間で  $\alpha$  債権が発生したことを基礎づける事実 (請負契約の締結。仕事の完成や引渡しの主張・立証を要するか否かには考え方方が分かれる)
  - (iv) Xが  $\alpha$  債権を取得したことを基礎づける事実 (代物弁済によって消滅すべき4000万円の債権の発生原因事実、2005年9月1日のA X間の代物弁済契約締結) ⇒譲渡担保権が随伴
  - (v) 担保権の実行 (による  $\beta$  債権の移転。2005年9月28日のXからYに対する取立委任解除の通告。CP(2)(①))。
- なお権利移転的構成を探って、 $\alpha$  債権の移転と共にすでに  $\beta$  債権もXに移転していると考えるとすれば (v) は不要でしょう。

### 3 修補に代えた損害賠償請求と相殺の主張

松井さんに対するオプション質問で取り上げた相殺の問題を復習しておきます。Aが補修工事を行わない場合に、Yが別業者に依頼して、傷んだ畳の入れ替えや建物の瑕疵の緊急の補修工事を行わせ、1000万円を支払ったとしますと、Yは、Xの請求に対して、Aに対する1000万円の損害賠償債権による相殺を主張できるかが問題になります。

いくつかの考え方方が成り立つように思われます。

第1の考え方として、YのAに対する1000万円の損害賠償債権は、債権譲渡通知後にYがAに対して取得したと構成するものがあります。少なくとも、瑕疵結果損害についての損害賠償債権は、瑕疵修補請求権成立時には発生していないというわけです。この考え方では、問題は単純に相殺の抗弁の対抗と捉えることになり、債権譲渡と相殺に関して無制限説に立っても相殺の主張は認められない、となりそうです。

第2の考え方として、民法634条2項の同時履行関係を拡張する構成がありえます。講義で取り上げたのはこの考え方です。すなわち、同項は、注文者が瑕疵修補の請求をする場合だけでなく、修補請求と共にあるいはそれに代えて損害賠償請求を行う場合も、請負報酬債権と同時履行の関係に立つとしています。Yは、「Aが修補するか損害賠償を支払うまで報酬債権の支払を拒絶する」という同時履行の抗弁が主張できたわけです。それゆえ、Yの主張は、単純な相殺の主張ではなく、譲渡通知前に成立している瑕疵修補請求に代わる損害賠償請求権の主張であり（瑕疵修補請求の時点で損害額が算定されるにすぎません）、同時履行の抗弁の主張と実質的には同じ機能を有する相殺の主張も認めるべきである、といえそうです（後述5の考え方と共通するところがあります）。

第3の考え方として、そもそも634条2項の損害賠償債権は建物引渡時に発生すると構成するものです。判例（最判昭54・3・20判時927号184頁〈LEX/DB 27405035〉）も伝統的学説も、損害賠償債権は責任原因の成立時に発生するものと理解してきたようですので、瑕疵ある

目的物の引渡時に期限の定めのない損害賠償債権が発生し、直ちに相殺適状となると考えるわけです。もちろん、実際にYが相殺することができるのは損害賠償債権の額が確定してから（＝現実に1000万円を支出した時以降）になりますが、468条2項の要件としては「譲渡通知時に反対債権が存在していること」で足りると解するのです。

第2・第3の考え方では、相殺を認めることになります。参考までに、民法新469条2項は、相殺の期待を拡張して認めており、瑕疵結果損害が債務者対抗要件具備時以降に生じたとしてもその原因となった瑕疵自体がそれ以前に存在し、損害賠償債権がそれに基づいて発生したもの（1号）に該当することになり、相殺が許されましょう。なお、同項2号は、将来債権譲渡後にその債権を発生させる原因契約が締結された場合や請負人の債務不履行が債務者対抗要件具備よりも後に生じた場合に適用されます（法制審民法部会資料74A・15頁やこれを引用する潮見佳男『民法（債権関係）改正の概要』（金融財政事情研究会、2017年）\*\*\*頁（自宅に持ち帰るのを忘れたので後から補充します）が前者にのみ適用されるとするのは、今回の参考判例①に照らすと疑問です）。この場合の債務不履行は1号の原因には該当しませんが、損害賠償債権と報酬債権は、同一の請負契約に基づくものであり（2号）、やはり相殺が許されます。そのような債権の譲受人は、債務者が譲渡人に対抗できた抗弁を甘受しなければならない、という考え方を根拠にしています。

**4 本件の承諾書が債務者対抗要件として有効と判断された場合、Zらは、Aへの権利移転は認めざるをえないが、Xの請求に対して、AからXへの債権譲渡の債務者対抗要件が備わるまではXを債権者と認めないという対抗要件の抗弁を主張することができるか。**

何通りの考え方が成り立つ難問です。わかりやすい担保権的構成から考えてみます。

#### （1）担保権的構成

担保権の一般的な理論からすれば、担保権は被担保債権に附従し随伴します。したがって、例えば、抵当権や保証債務の付いた被担保債権が譲渡された場合、被担保債権について第三者対抗要件が備われば、担保権については、独自に対抗要件を備える必要がないとされます。すなわち、例えば、被担保債権が二重譲渡され、一方の譲受人が被担保債権について債権譲渡の第三者対抗要件を備え、他方の譲受人が担保権について第三者対抗要件を備えた場合、後者は被担保債権の取得を主張できない結果、担保権の付従性によって担保権を取得できず、対抗要件を備えても無権利者である、という論理が採られるからです（田原睦夫『実務から見た担保法の諸問題』（弘文堂、2014年）211頁）。この考え方からすれば、 $\alpha$ 債権についてYに対する通知がされ、債務者対抗要件は備わっていますので（CP⑯）、担保である $\beta$ 債権については、あらためて対抗要件を具備することは不要であり、Zらは対抗要件の抗弁を出せないことになります。

しかし、債権譲渡担保について担保権的構成に立っても、次のような疑問が生じます。抵当権や保証債権の場合には、それが担保権であって被担保債権とは独立に取引対象となりえないことは外部にも明確です。これに対して、債権譲渡担保の場合、 $\alpha$ 債権と $\beta$ 債権は別個独立の債権であり、 $\beta$ 債権が $\alpha$ 債権を担保するものであるという性格は、譲渡担保設定契約当事者以外には原則として知りえない内部的な拘束にすぎないともいえます。 $\beta$ 債権のXへの移転について、第三者対抗要件の具備を必要とせずに権利主張が可能である

としますと、例えば $\beta$ 債権をAから重ねて譲り受けた第三者等の取引の安全を著しく害します。加えて、本問では、Xは $\alpha$ 債権の譲渡について第三者対抗要件を備えていないらしいので、第三者がAから $\alpha$ 債権を譲り受けて第三者対抗要件を備えたりAの債権者が差し押さえることも考えられます。すなわち、対抗要件不要としたのでは、Xが最終的に $\beta$ 債権の債権者となるか否かについて不確実さが残り、Zらの地位を不安定にします。こう考えますと、Zらはなお対抗要件の抗弁を出せるかもしれません。

## (2) 権利移転的構成

債権譲渡担保について権利移転的構成を徹底すれば、そもそも $\alpha$ 債権が譲渡されても $\beta$ 債権が当然に付従するとは言えず、 $\beta$ 債権の譲渡自体を独立して行われなければならないと解する余地があります。もっとも、古い判例（大判明38・9・29民録11輯1236頁〈LEX/DB 27520850〉。漁業権を譲渡担保にした例）は、譲渡担保に供した権利も原則として随伴すると考えているようです。これによればあらためて対抗要件を備える必要はありませんが、上述したような問題点が残ります。

以下では、 $\beta$ 債権が $\alpha$ 債権に当然に随伴すると考えない場合に、さらに検討すべき点に触れておきます。譲受人を特定しない債権譲渡の承諾が、「譲受人が誰であっても支払う」という意味で有効であるとしますと、YからAを介してXがZの債権譲渡承諾書を入手したこと、Xへの譲渡まで債務者によって包括的に承諾されている、とする構成が考えられます。このように解せるとすれば、AからXに対する $\beta$ 債権の譲渡について債務者対抗要件は備わっていることになり、Zが債務者対抗要件の抗弁を出しても、再抗弁が認められてしまいます。しかし、附合契約的に素人が署名・捺印した本件譲渡承諾書に、そこまで広い承諾（しかも将来の譲渡に対する包括的承諾）の意思があったと認めるることは困難で、債務者保護の観点からも妥当ではないでしょう。また、贅否両論はありますが、判例は、名宛人を空欄にした白紙委任状は輻轉流通することを常態とするものではないとしており（最判昭39・5・23民集18巻4号621頁〈LEX/DB 27001917〉）、これとの対比でも、「譲受人が誰であっても支払う」というほどの意思是Zにはないと思われます。このように考えますと、Zらの対抗要件の抗弁が功を奏し、XがAに $\beta$ 債権について譲渡通知をあらためて出させるまでは、ZらはXの支払請求を拒めることになります。

## 5 切断される抗弁を限定する説と承諾後の抗弁

参考判例①及びこれを支持する学説の構成では、賃貸借契約上の賃貸人の義務は、賃貸借契約という双務有償契約により生じるので、そのような契約上の抗弁事由（債務不履行解除、瑕疵修補と賃料支払いの同時履行、使用できなかつた期間に対応する賃料債権の一部不発生。後述6参照）は、抽象的には債権譲渡の債務者対抗要件具備前に存在していたものと解されます。債務者（本件ではZ）が異議を留めない承諾をしますと、この抗弁は、468条1項によって遮断される可能性があります。しかし、いわゆる公信力説を探る判例（最判平27・6・1民集69巻4号672頁〈LEX/DB 25447284〉。ただし、利息制限法違反の賃金債権譲渡に対する過払金の元本充当の抗弁というやや特殊な問題に対する判決で、どこまで一般化できるかが議論になります）・通説によれば、債権譲受人が悪意または有過失であれば、この抗弁遮断効は生じません。すなわち、AやXは、 $\beta$ 債権が賃貸借契約によって生じる賃料債権であり、

上記のような抗弁事由が付着していることを当然に知っていると思われますから、結局、抗弁の遮断効は生じることなく、Z<sub>1</sub>は、同時履行の抗弁権や賃貸借契約解除を対抗できることになります。

他方、判例のように遮断される抗弁事由を広く捉えることに反対する多数学説によりますと、債務者が異議を留めない承諾によって債権譲受人に対して主張を遮断される抗弁は、債務者対抗要件が備わる前に譲渡人に対して主張できたものに限定されます。それゆえ、目的物の瑕疵や賃貸人の債務不履行が対抗要件具備後に生じた場合には、債務者の抗弁は、債権譲受人が抗弁の付着について善意・無過失であったとしても、切断されません。Z<sub>1</sub>は、やはり、同時履行の抗弁権や賃貸借契約解除を対抗できることになるでしょう。ただ、こういう結論を導くには、468条1項の「譲渡人に対抗することができた事由」は基準時よりも前に発生したものに狭く限定し、反対に2項の「譲渡人に対して生じた事由」は、通知前に抗弁の基礎が生じているだけで足りるというように広く解する必要があることになりますから、同一条文の趣旨の類似した規定の読み方としてはやや不自然となります。

このように構成は異なりますが、多くの場合、債務者は債権譲受人に対して抗弁を対抗できることになります。このような結果は、債務者の与り知らない債権譲渡によって債務者が不利な地位に置かれる理由はなく、同様な考慮から、異議を留めない承諾による抗弁の遮断もあまり広く認めるべきではない、という基本的な態度から導かれています。

## 6 Z<sub>1</sub>の賃料に関する抗弁

Z<sub>1</sub>が雨漏りを賃料請求に対する抗弁とする場合、611条の類推適用（雨漏りは賃借目的物の一部滅失とは言えませんが、民法新611条1項では直接適用が可能でしょう）によると賃料減額請求権が発生する根拠が示しやすいでしょう。また、判例・通説は減額請求権の行使に滅失時への遡及効を認めますから、Z<sub>1</sub>が権利を行使すれば、Z<sub>2</sub>も減額を主張できます（民法新457条2項を参照）。Z<sub>1</sub>がこの権利を行使しない間も、Z<sub>2</sub>はZ<sub>1</sub>が権利を行使するか否か態度を決めるまで、履行を拒絶できます（民法新457条3項も参照）。ただ、Z<sub>1</sub>が権利を行使しないという態度を採れば、Z<sub>2</sub>の保証責任を縮減する根拠がなくなってしまいます。

別の解釈として、611条ではなく、601条の賃貸借契約の定義と536条1項の危険負担における債務者主義を根拠に、Yが賃貸借契約上の貸主の使用収益させる債務を不完全に履行した場合には、不完全な部分に対応する賃料債権はそもそも発生しないとも考えられます（もっとも536条の特則と解されている611条との関係をどう考えるかという新たな難問を背負い込むことになります）。この構成が認められるならば、雨漏り以降は、Z<sub>1</sub>の賃料債務が当然に縮減しており、異議を留めない承諾を自らしたわけでないZ<sub>2</sub>の保証債務も縮減します。

## 7 動産債権譲渡特例法の特徴の整理

以下、法\*\*条は、動産債権譲渡特例法を指します。条文に沿って確認してください。なお、今回の民法改正では同法の実質的な改正は議論されておらず、民法改正に対応する4条・14条の改正がされたのみです。

**①法の適用対象**：対象となるのは、債権を譲渡することで金融を受ける必要の高い法人を譲渡人とする場合に限られます（法1条、4条1項）。Yは法人なので、本件への適用

が可能です。

②**譲渡対象債権の種類**：対象となるのは、金銭債権に限られ、現存債権と将来債権のいずれにもこの法律は適用されますが（法8条2項3号を参照）、念頭に置かれているのは、債権譲渡特例法制定当時（1998年）には対抗要件の効力について疑義があつた**将来債権**です（その後の判例で、将来債権は、債権発生前に譲渡ができ、譲渡時に対抗要件を備えることが可能と解されるようになりました。民法新467条の括弧書きでの「現に発生していない債権の譲渡を含む。」はこれを明文化したものです）。本件のβ債権はこの典型です。

③**譲渡対象債権の単複**：譲渡対象債権は単数でも複数でも良いのですが、想定されているのは**多数の債権**です。多数のテナントや居住者に対する賃料債権や、多数の顧客に対するクレジット債権・リース債権などが、費用をかけて登記をするに値します。債権譲渡登記は、本件のように20室分の賃料債権を一括譲渡する場合にまとめて第三者対抗要件を備えることが可能となり、この点が大きな長所です。

④**民法上の対抗要件との選択関係**：民法上の対抗要件（民467条）との選択は自由です。ただ、第三債務者が不特定の段階での債権の譲渡については、（確定日付のある証書による）通知又は承諾を行うことはできませんが、債権譲渡登記はできます。本件でも、具体的な入居者が決まる前に債権譲渡登記のできる点が大きな長所です。

⑤**債権譲渡の原因行為**：登記原因として記載される債権譲渡の原因行為は、真正譲渡（売買・贈与・代物弁済など）と譲渡担保を問いません。債権質にも準用されます（法14条）。

⑥**第三者対抗要件と債務者対抗要件の関係**：東京法務局の一括集中管理する債権譲渡登記ファイルに記録されることで第三者対抗要件を備えることができます（法4条1項は、登記の日付を確定日付とみなしていますが、民法467条について到達時説を探る限り、確定日付それ自体は特に意味をもたず、第三者対抗力が登記の日から生じるという意味になります）。**第三者対抗要件が債務者対抗要件と分離されているのが大きな特徴です。**譲受人等は、登記を備えても、別途債務者対抗要件を備えるまでは、債務者に対する権利行使ができません（法4条2項）。他方、債務者対抗要件の具備は、第三者対抗要件の効力発生の要件ではありません。

**設例1** XがAの第三債務者Sに対する債権を譲り受け、債権譲渡登記のみがされた。SはAからXに対する債権譲渡の事実を知っていたが、Aから請求されたので従前通りAに支払った。Aがその後倒産した場合、Xは、SのAへの弁済の有効性を争うことができるか。

債務者対抗要件が備わるまで、Sは、Xがすでに譲渡登記を得ていることまで知っていても、Xの支払請求を拒絶でき、Sは従来通り、Aに賃料を支払えば確定的に免責されます。将来債権譲渡について、譲渡人に取立権留保ないし取立委任がされて債務者が従前の債権者=譲渡人に弁済できる、とする仕組みと機能的に対応しています。この点で、債権譲渡登記制度は、包括的な将来債権の譲渡担保を想定し、それに適合する仕組みとなっているのです。

⑦**債務者対抗要件の具備方法（民法の場合との異同）**：譲渡人もしくは譲受人（公的な証明がなされるので譲受人からの通知も可能です）が登記所から交付を受けた「登記事項証明書」を債務者に交付して通知するか、債務者から承諾を得ることにより、債務者対抗要件を備えることができます（法4条3項）。

**⑧民法上の第三者対抗要件との関係**：債権譲渡登記と民法上の確定日付のある証書による通知又は承諾が競合する場合があり、その場合には、登記時と、通知の到達時又は承諾発信時のいずれか早い方が優先します（法4条1項参照）。

**設例2** XがAの第三債務者Sに対する債権を譲り受け、債権譲渡登記のみがされた。Yは、そのような譲渡があったことをまったく知らず、同一債権をAから二重に譲り受け、AからSに確定日付のある譲渡通知がされた。XとYの関係はどうなるか。

債権譲渡については、無権利者からの取得を認める即時取得類似の既定は存在しませんので、先に第三者対抗要件を備えたXが優先します。

**⑨第三者対抗要件と債務者対抗要件の関係（その2）**

**設例3** 上記設例2の場合に、Sは、XがY（確定日付ある証書による通知）より先に債権譲渡登記を備えたことを知りながら、請求してきたYに弁済した。その後にXは、債務者対抗要件を備えて、Sに重ねて弁済を求めることができるか。

Xに債務者対抗要件が備わらない段階では、SはXからの支払請求を拒めるのみならず、債務者対抗要件を備えたYには弁済しなければなりません。そうすると、債権はSの有効な弁済により消滅し、もはやXが債務者対抗要件を備えてSに重ねて支払を求める余地はありません。この場合、XはYに対する侵害利得類型に当たる不当利得返還請求権を有します。

なお、債権の帰属についてXがYに優先することを主張・立証できれば、SはYからの支払請求を拒めるのみならず、弁済によって債権を消滅させて優先する譲受人Xに損害を与えてはならないと考えることも出来るかもしれません。しかし、この考え方によると、本件ではSはXの優先を知っているのでYに対する弁済を債権の準占有者に対する弁済として有効とすることもできず、Xからの請求があれば二重払いを余儀なくされてしまいます。債権譲渡登記の存否の確認や民法上の第三者対抗要件との優劣の判断を第三債務者に求めることは、債務者対抗要件と第三者対抗要件を分離して第三債務者の負担を軽減しようとした動産債権譲渡特例法の基本構想に抵触するため、妥当でないと思われます。

**⑩債務者の抗弁の切断**：法4条2項による通知の時が、譲受人に対抗できる抗弁事由の時的限界であり（法4条3項）、登記時は基準となりません。債務者の異議を留めない承諾による抗弁権の切断は民法468条によります（ただし、民法改正では異議を留めない承諾という制度は廃止されました）。